議案第32号

専決処分の承認を求めることについて

狭山市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成28年4月21日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

地方税法が改正され、施行期日の関係により、緊急に狭山市税条例等を改正する必要が生じ、平成28年3月31日に狭山市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規 定により、専決処分する。

狭山市税条例等の一部を改正する条例

条例別紙のとおり

平成28年3月31日

狭山市長 小谷野 剛

狭山市税条例等の一部を改正する条例

(狭山市税条例の一部改正)

第1条 狭山市税条例(昭和30年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。第59条において同じ。)」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第59条中「又は第12号」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号」に改める。

第133条第2項中「第23項、第24項」を「第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改める。

附則第10条の3第9項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項 に規定する補助金等」を加える。

附則第19条、第20条及び第22条中「第20項」を「第19項」に改める。 附則第23条中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、 「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

(狭山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 狭山市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中狭山市税条例第23条第3項の改正規定を削る。

第3条 狭山市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第19号)の一部を 次のように改正する。

附則第5条第7項の表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第

11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

第4条 狭山市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第37号)の一部を 次のように改正する。

第1条中狭山市税条例第23条第2項の改正規定を削る。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条から第4条 までの規定は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の狭山市税条例 (以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以 後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税につい ては、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第10条の3第9項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修 される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の 規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の9第9 項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋 に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。